

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、①国内における国産・輸入別食品の流通経路・規模等、我が国の食品産業全体の生産構造、食品の生産流通実態、②我が国食品産業（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）の東アジアへの進出状況、現地での製造・販売の実態を明らかにし、我が国農林水産物・食品の輸出促進、東アジアにおける我が国食品産業の活性化に向けた取組等の施策の推進・検証に資することを目的に実施した。

2 根拠法規

本調査は、統計報告調整法(昭和27年法律第148号)第4条1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査の体系

本調査は、国内における国産・輸入食品の流通経路を把握する「国内事業所調査」と我が国食品産業の海外への進出状況を調査する「海外進出企業調査」からなる。

4 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

《国内事業所調査》

1 調査の範囲及び調査期間

- (1) 調査の範囲は全国とした。
- (2) 調査対象期間は、平成18年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)の1年間とした。
- (3) 調査は、平成19年10月中旬から平成19年12月中旬までの間に実施した。

2 調査対象

調査対象は、次の業を営む事業所とした。

(1) 食品製造業

食品製造業(日本標準産業分類(平成14年総務省告示139号)(以下「産業分類」という。))による①食料品製造業、②飲料・たばこ・飼料製造業のうち清涼飲料製造業、酒類製造業及び茶・コーヒー製造業)を営む事業所のうち、精穀類、野菜(生鮮・冷蔵)、果実(生鮮・冷蔵)、水産物(生鮮・冷蔵・冷凍)、畜産物(生鮮・冷蔵・冷凍)及び加工食品(半加工品、製品)を原材料とする製造品(食料品)を出荷している事業所。

(2) 食品卸売業

食品卸売業(産業分類による①各種商品卸売業、②飲食料品卸売業(総合商社を含む))を営む事業所のうち、精穀類、野菜(生鮮・冷蔵)、果実(生鮮・冷蔵)、水産物(生鮮・冷蔵・冷凍)、畜産物(生鮮・冷蔵・冷凍)及び加工食品(半加工品、製品)を販売している事業所。

(3) 食品小売業

食品小売業(産業分類による①各種商品小売業、②飲食料品小売業)を営む事業所のうち精穀類、野菜(生鮮・冷蔵)、果実(生鮮・冷蔵)、水産物(生鮮・冷蔵・冷凍)、畜産物(生鮮・冷蔵・冷凍)及び加工食品(半加工品、製品)を販売している事業所。

(4) 外食産業

外食産業(産業分類による一般飲食店(喫茶店を除く。))を営む事業所。

3 標本の選定(抽出)方法

(1) 調査は事業所を抽出単位とする標本調査により実施した。ただし、食品卸売業のうち商社については、全数調査とした。

(2) 母集団名簿は次に該当する事業所により作成した。

ア 食品製造業

経済産業省「平成17年工業統計調査」結果における食料品製造業を営む事業所のうち、精穀類、野菜、果実、水産物、畜産物、加工食品を原材料とする製造品(食料品)を出荷(年間販売)している事業所

イ 食品卸売業

経済産業省「平成14年商業統計調査」結果における各種商品卸売業、飲食料品卸売業を営む事業所のうち、精穀類、野菜、果実、水産物、畜産物、加工食品を販売している事業所

ウ 食品小売業

経済産業省「平成14年商業統計調査」結果における各種商品小売業(百貨店については食料品を販売している事業所)、飲食料品小売業を営む事業所のうち、精穀類、野菜、果実、水産物、畜産物、加工食品を販売している事業所

エ 外食産業

総務省「平成18年事業所・企業統計調査」結果の事業所のうちの一般飲食店(喫茶店を除く。)を営む事業所

(3) 標本数は、食品製造業は食品を原材料とした製造品出荷額、食品卸売業及び食品小売業は食品の販売額、外食産業は従事者数について、標準誤差率(目標精度)が7%(外食産業にあつては地域別に9%)となるように、「7 業種分類」に示す業種(業態)小分類別、「8 規模階層区分」に示す規模階層別に定め、それぞれ都道府県別に事業所数に比例して配分した。標本は、各区分別に無作為抽出した。

業種別の標本数は、以下のとおりである。

業 種	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層
食品製造業	1,945事業所	747事業所	203事業所	130事業所	—
食品卸売業	2,757事業所	798事業所	483事業所	133事業所	62事業所
食品小売業	3,827事業所	484事業所	203事業所	801事業所	—
外食産業	1,053事業所	360事業所	503事業所	131事業所	—

注：食品卸売業の標本数には、上記の他商社分(185事業所)が含まれる。

4 調査品目

調査品目は、国内産、輸入品の精穀類、野菜、果実、水産物、畜産物、加工食品とし、調査品目の細目は以下のとおりである。

分類	調査対象品目
精穀類	
(1) 米類	水稻(うるち米、もち米)、陸稲など
(2) 麦類	大麦、小麦、裸麦など
(3) 雑穀	はと麦、とうもろこし、そば、あわ、ひえなど
(4) 豆類	大豆、小豆、ささげ、いんげん、えんどうなど
野菜（生鮮・冷蔵）	天然自然に採取された野菜、栽培により生産された野菜で、主に食用に供し得る草本性の植物で加熱処理を加えず、副食物として利用されるもの。
(1) 根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、さといも、やまいもなど
(2) 葉茎菜類	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、たけのこなど
(3) 果菜類	なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ、ピーマンなど
(4) 豆類	さやえんどう、えだまめ、さやいんげん、スイートコーンなど (未成熟の子実等を食用に供するもののみ)
(5) 洋菜類	レタス、セルリー、カリフラワーなど
(6) いも類	ばれいしょ、かんしょなど
(7) きのこ類	しいたけ、まつたけ、マッシュルームなど
(8) 山菜類	わらび、ぜんまい、山うどなど
(9) その他	かいわれ、もやしなど
果実（生鮮・冷蔵）	天然自然に採取された食材、栽培により生産された果実で、主に木本性植物の子房が発達して多肉、あるいは固くなったもので食用に供されるもの。
(1) 仁果類	りんご、なし、びわなど
(2) 核果類	もも、すもも、うめ、さくらんぼなど
(3) かんきつ類	みかん、レモン、グレープフルーツ、オレンジなど
(4) 液果類	ぶどう、いちじく、キウイフルーツなど
(5) 小果類	ブラックベリー、クランベリーなど
(6) 熱帯果物類	パイナップル、パパイヤ、ドリアンなど
(7) 果実的野菜	いちご、すいか、メロンなど、果菜類のうち市場などで果実として扱われるもの
水産物（生鮮・冷蔵・冷凍）	魚類、水産動物類、貝類（殻付き、むき身を問わない）及び海藻類をいう。また、海藻類については、干製品を含む。
(1) 魚類	いわし類、さば類、まぐろ類、えび類、かに類、いか類、たこ類、なまこ類、海産ほ乳類など
(2) 貝類	ほたてがい、かき、あさり類、うに類など
(3) 海藻類	のり、こんぶ類、わかめ類、ひじきなど

畜産物（生鮮・冷蔵・冷凍）	食用に供することができる骨格筋肉をいう。なお、心臓、横隔膜、肝臓、その他内臓の可食部及びこれらに伴う脂肪部分（いわゆる副産物）は対象外とする。 鳥卵、冷蔵品(チルド)、冷凍(フローズン) を含める。
加工品（半加工品・製品）	農畜水産物に種々の手を加えて、栄養価や嗜好性を高め、また、保存性のないものは保存性を与える食品加工というプロセスを経た食品をいう。 本調査では、精穀類、野菜(生鮮・冷蔵)、果実(生鮮・冷蔵)、水産物(生鮮・冷蔵・冷凍)、畜産物(生鮮・冷蔵・冷凍)以外の食品を指す。

5 調査事項

調査事項は以下に掲げるとおりとした。

調 査 事 項	事業所用 (食品製造業) (食品卸売業のうち うち商社除く) (食品小売業)	本社一括用 (食品卸売業のうち うち商社)	外食産業用
事業所の概要	○	—	○
(国内産、輸入)食品の品目別仕入額、仕入先別仕入額割合	○	○	○
(国内産、輸入)食品の品目別・販売先別販売額	○	○	—
食品の販売額 ※	—	—	○
輸入食品の輸入相手国・地域別輸入額割合	○	○	—
輸出相手国・地域別輸出額割合	○	○	—

※ 外食産業は国内産食品、輸入食品の販売額を別個に把握することが困難であるため、食品の販売額として調査を行った。

6 調査方法

調査は、調査票を調査員が配付し、郵送回収による自計申告調査とした。

なお、食品の年間販売額（外食産業は従事者数）が一定規模以下の事業所については、往復郵送(統計・情報センターから郵送により調査票を送付・回収する。)による自計申告調査とした。

7 業種分類

(1) 食品製造業

業種(業態)小分類 (食品産業活動実態調査)	(参考)工業統計調査 産業分類
畜産食料品製造業	畜産食料品製造業
水産食料品製造業	水産食料品製造業
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
調味料・パン・菓子製造業	調味料製造業
	パン・菓子製造業
冷凍調理食品・惣菜製造業	冷凍調理食品製造業
	惣菜製造業
精穀・製粉業・豆腐・油揚・あん類製造業	精穀・製粉業
	豆腐・油揚製造業
	あん類製造業
その他の食料品製造業	糖類製造業
	動植物油脂製造業
	でんぷん製造業
	めん類製造業
	清涼飲料製造業
	酒類製造業
	茶・コーヒー製造業
	他に分類されない食料品製造業

(2) 食品卸売業

業種(業態)小分類 (食品産業活動実態調査)		(参考)商業統計調査 産業分類
卸売市場	卸売業者(産地)	
	卸売業者 (消費地)	青果物卸売業者
		食肉卸売業者
		生鮮魚介卸売業者
		※1

	仲卸業者	青果物仲卸業者	
		生鮮魚介仲卸業者	
		その他の仲卸業者	
米穀類卸売業			米麦卸売業（商社を除く） ----- 雑穀・豆類卸売業（商社を除く）
野菜卸売業			野菜卸売業（商社を除く）
果実卸売業			果実卸売業（商社を除く）
食肉卸売業			食肉卸売業（商社を除く）
生鮮魚介卸売業			生鮮魚介卸売業（商社を除く）
その他の卸売業			食料・飲料卸売業（商社を除く）
	うち 商社		各種商品卸売業
			※2

※1 食品卸売業のうち、卸売市場内で営業している事業所を卸売業者及び仲卸業者とした。

※2 各業種のうち、一部を商社とした。

(3) 食品小売業

業種(業態)小分類 (食品産業活動実態調査)	(参考)商業統計調査 産業分類
百貨店・総合スーパー	各種商品小売業
各種食料品小売業	各種食料品小売業
食肉小売業	食肉小売業
鮮魚小売業	鮮魚小売業
野菜小売業	野菜小売業
果実小売業	果実小売業
米穀類小売業	米穀類小売業
コンビニエンスストア	コンビニエンスストア
その他の飲食料品小売業	酒小売業
	----- 菓子・パン小売業
	----- その他の飲食料品小売業 (コンビニエンスストア除く)

(4) 外食産業

業種(業態)小分類 (食品産業活動実態調査)	(参考)事業所・企業統計調査 産業分類
一般食堂	一般食堂
日本料理店	日本料理店
西洋料理店	西洋料理店
中華料理店・その他の食堂レストラン	中華料理店
	その他の食堂、レストラン
その他の飲食店	焼肉店
	そば・うどん店
	すし店
	ハンバーガー店
	お好み焼き店
	他に分類されない一般飲食店

8 規模階層区分

業 種	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層
食 品 製 造 業 食品を原材料とした製造品 の年間出荷(販売)額	1億円未満	1～10億円 未満	10～50億円 未満	50億円以上	
食 品 卸 売 業 食品の年間出荷(販売)額	3億円未満	3～10億円 未満	10～50億円 未満	50～200億円 未満	200億円以上
食 品 小 売 業 食品の年間出荷(販売)額	5,000万円 未満	5,000万円～ 1億円未満	1～2億円 未満	2億円以上	
外 食 産 業 従事者数	3人以下	4～5人	6～20人	21人以上	

9 調査結果の集計

(1) 推定方法

本調査結果は、以下の方法により推定を行った。

なお、集計に用いた標本は調査票を回収した調査対象である。

ア 階層別の推定

$$T_i = \sum_{j=1}^L \frac{N_j}{n_j} \sum_{k=1}^{n_{ij}} x_{ijk}$$

T_i : i 階層の x の総計の推定値

L : 階層の数

N_j : j 階層の大きさ

n_j : j 階層から抽出した標本の数

n_{ij} : j 階層から抽出した標本のうち、調査の結果、 i 階層に属した標本数

x_{ijk} : j 階層から抽出した標本で、調査の結果、 i 階層に属したものの k 番目の標本の x の調査値

注：仕入先別仕入額は、全体仕入額にそれぞれの割合を乗じて上記の式を用いて算出する。

イ 業種計の推定

$$T = \sum_{i=1}^M T_i$$

T : 業種計の推定値

M : 規模階層の数

(2) 回収標本数

集計に用いた標本数は、以下のとおりである。

業 種	回収標本数	回収率
食 品 製 造 業	1,581事業所	52.3%
食 品 卸 売 業	2,175事業所	49.2%
食 品 小 売 業	3,095事業所	58.2%
外 食 産 業	807事業所	39.2%

(3) 推定値の実績精度

食品の年間仕入額の標準誤差率の算出を行った結果は以下のとおりである。

業 種	標準誤差率
食 品 製 造 業	7.1%
食 品 卸 売 業	3.0%
食 品 小 売 業	11.7%
外 食 産 業	2.6%

$$\text{注：標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{\text{推定値}} \times 100$$

10 用語の解説

主な項目の用語の説明は、以下のとおりである。

(1) 生産者・集出荷団体等

生産者(精穀類、野菜、果実、水産物、畜産物を生産・捕獲、飼育するものをいう。)及び生産者等から委託を受けて、農水畜産物を集荷し出荷する団体で、J A、個別生産者により任意に組織された団体等をいう。

ただし、卸売市場を開設するJ A全農(全国農業協同組合連合会)等は、「卸売市場」とする。

(2) 自社(本社)直接輸入

自社が直接、通関手続きを行って、海外から仕入れた場合をいう。

なお、自社の関連会社、系列会社等を経由した場合を含める。

(3) 食品卸売業

ア 卸売市場

卸売市場内の卸売業者又は仲卸業者をいう。

この場合において卸売業者とは卸売市場内において、生鮮食品等を継続的かつ計画的に集荷し、仲卸業者又は売買参加者に販売する事業所をいう。

なお、仲卸業者とは卸売市場の開設者(地方自治体)の許可を受けて、卸売市場内に店舗をもち、卸売業者から買い受けた食品を仕分け、調整して小売商、大口需用者等に販売する事業所をいう。

イ 商社

海外取引を行う総合商社、専門商社及び輸入業者をいう。

ウ その他の食品卸売業

食材卸問屋、場外問屋及び食品問屋など卸売市場以外で食品を卸売する事業所をいう。

この中には、J A全農が消費地において、集分荷、代金決済等を行う全農青果センターを含める。

(4) 食品製造業

主として生鮮・加工食品を原材料として仕入れ、その材料を用いて新たな食品を製造し、出

荷・販売する事業所をいう。この中には、生鮮野菜(果実)を仕入れ、カット等の加工を施した後、それを販売する加工業者、レストランのチェーン店や病院・学校等の集団給食用の集中調理施設(セントラルキッチン)を含める。

(5) 食品小売業

流通経路の末端に位置し、食品を卸売業者、製造業者及び生産者から仕入れ、一般消費者等に販売する事業所をいう。この中には、製造した食品をその場で一般消費者等へ販売する事業所(パン屋、豆腐屋等)や一般消費者等へ販売することを目的とする通信販売・訪問販売等を行う無店舗販売を営む事業所を含む。

(6) 自社栽培等

調査対象となった事業所において自社栽培(=調査対象となった事業所において穀物、青果物等を栽培)や自社採補(=調査対象となった事業所において水産動植物を採補又は養殖)、自社肥育(=調査対象となった事業所において畜産物を肥育)などの場合をいう。

(7) その他

輸入仕入先区分のうち「その他」とは、政府から買い入れなどの場合をいう。

(8) 国内産食品

国内で栽培、採補、生産された全ての食品をいう。よって、輸入農水畜産物を原材料とし、国内で加工し出荷された加工食品(缶詰等)は、国内産食品とした。

《海外進出企業調査》

1 調査の範囲及び調査期間

- (1) 調査の範囲は全国とした。
- (2) 調査対象期間は、平成18年度(平成18年4月1日～平成19年3月31日)の1年間とした。
- (3) 調査は、平成19年10月から平成19年12月までの間に実施した。

2 調査対象

調査対象は、海外において現地法人を有する全ての国内本社企業とした。

3 調査事項

- (1) 本社企業(国内)
 - ア 業種分類
 - イ 資本金又は出資金
 - ウ 日本側出資者の受取収益
- (2) 現地法人

東アジア地域において食品を取り扱う現地法人を有する企業のみ調査した。

 - ア 現地法人の概要
現地法人名、国分類、業種分類
 - イ 資本金及び出資比率

- 資本金又は出資金、日本側出資比率
- ウ 従業者数
- エ 食品を取り扱う工場及び店舗・事業所数
- オ 売上高

4 調査方法

調査は、統計部からの往復郵送又は郵送配付・FAX回収による自計申告調査とした。

5 調査結果の集計

- (1) 集計は加算集計により行った。
- (2) この結果は、情報収集等により把握した東アジア地域において食品を取り扱う現地法人を有すると思われる国内本社企業342社のうち、回答が得られた125社（約4割）について集計したものである。

6 用語の解説

主な項目の用語の説明は、以下のとおりである。

- (1) 東アジア地域
本調査の東アジア地域とは、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ブルネイ及びインドの14カ国・地域をいう。
- (2) ASEAN5
マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの5カ国をいう。
- (3) NIES3
シンガポール、台湾、韓国の3カ国・地域をいう。
- (4) LDC
ラオス、カンボジア、ミャンマーの3カ国をいう。
- (5) 現地法人
海外の子会社と孫会社を総称して「現地法人」と呼ぶ。
子会社及び孫会社の定義は以下のとおり。
 - ①日本側出資比率合計が10%以上の外国法人（子会社）
 - ②「日本側出資比率合計が50%を超える子会社」が50%を超える出資を行っている外国法人（孫会社）
 - ③「日本側親会社の出資」と「日本側出資比率合計が50%を超える子会社」の出資の合計が50%を超える外国法人（孫会社）
- (6) 日本側出資比率
現地法人の出資金に占める日本企業の出資割合をいう。
孫会社の場合は、「子会社」への日本側出資比率×「子会社」の「孫会社」への出資比率（間接出資比率）を日本側出資比率とする。

(7) 売上高

「総売上高」とは、自社鉱産品売上高、自社製造品売上高、加工賃収入額（他企業から支給された原材料、半製品、部品を加工した場合の加工賃）、仕入商品売上高、その他の事業収入額（建設業の完成工事高、農林水産業、飲食店、サービス業の収入等、代理商、仲立業における売上高は、商品の取扱額ではなく手数料収入額）の合計をいい、「食品部門の売上高」とは、総売上高のうち食品の生産・販売に関する売上高をいう。

(8) FC（フランチャイズ）店舗

事業者（フランチャイズを展開する本部（本社））と他の事業者の間に契約を結び、事業を行う店舗をいう。

○ 統計表の見方等

- ・ 統計表中に使用した符号は次のとおりである。
 - 「－」： 事実のないもの
 - 「0」又は「0.0」： 単位に満たないもの(例：0.04%→0.0%)
 - 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「x」： 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの。
- ・ 統計表の表示単位未満を四捨五入しているため、計と内訳の積み上げが一致しない場合がある。
- ・ 本調査の結果は、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。
【 <http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei> 】

○ 問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 流通構造統計班

電 話（代表）03（3502）8111 内線 3716

（直通）03（6744）2048